

令和2年第2回安城市議会定例会請願文書表

令和2年6月4日

番 号	請 願 第 1 号	受理年月日	令和2年5月25日
件 名	安城市自治基本条例における用語 「市民」 の変更に関する請願		
提 出 者	杉 浦 正 敏		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>神谷市長様の二期目の選挙公約の一つ「住民自治条例」は平成21年9月の定例議会で安城市自治基本条例として可決成立しております。</p> <p>ここで注目すべきは、公約である「住民」という言葉がいつの間にか「市民」に変わってしまい、条例のなかの主役になってしまったことです。地方自治法での「住民」なら問題はなく、法的、論理的な整合性もあると言えるでしょう。</p> <p>では、この「市民」はどこから登場したのでしょうか。自治基本条例を発案した方たちが、何らかの意図のもとに広めたとも聞いているし、発案者達が法律等の面では素人だったからとも言えましょう。</p> <p>これに対して、本条例を策定、検証した当市の人たちは、どのように考えたでしょうか。「市民派」「住民派」に分かれたと聞く。しかし、法的、論理的、合理的に問題が生じない選択をしたかどうかには疑問が残ります。</p> <p>その最大の理由は関与した人達はたとえ勉強したにせよ法律等の面での素人が中心だったからか。今回の審議会委員もその例にもれないとも思う。</p> <p>一方、市政の監視役である議会、議員には、本条例を筋道をたどって検証している人は少なくないと聞いております。</p> <p>そうだとすれば審議会の答申に寄りかかるのではなく、議員として正面から自ら検証し判断してみることが議会活動の王道であり、議員本来の姿だとは言えないでしょうか。</p>		
	<p>請願事項</p> <p>「自治基本条例」のなかの「市民」という言葉を全て「住民」に置き換え、神谷市長様の賢明で的確な「最初の判断」に基づく公約に沿ったものにしていただきたい。</p>		